証券コード: 6960 2023年6月13日

株主各位

東京都文京区本郷三丁目39番4号

779-電子株式会社

代表取締役社長 白 井 大治郎

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会では、新型コロナウイルスの感染予防措置を講じた上での開催を予定しておりますが、開催日時点での流行状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、当日の出席についてご検討いただきますようお願い申しあげます。

なお、書面又はインターネットにより議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考 書類をご検討のうえ、4頁の「議決権行使についてのご案内」に記載のいずれかの方法により、2023 年6月28日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

https://www.fukuda.co.jp/ir/meeting/

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

https://d.sokai.jp/6960/teiji/





【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「フクダ電子」又は「コード」に当社証券コード「6960」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

敬具

株主総会のお土産はご用意しておりません。あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。



- 1. 日 時 2023年6月29日(木曜日)午前10時
- 3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第76期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結計算書 類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第76期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

<会社提案(第1号議案及び第2号議案)>

第1号議案 取締役10名選仟の件

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

<株主提案(第3号議案から第6号議案まで)>

第3号議案 「フクダ電子株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)基本方針 の廃止の件

第4号議案 定款一部変更(大規模買付行為への対応策に関する規定の新設)の件

第5号議案 取締役の個人別の報酬額の決定方法の件

第6号議案 定款一部変更(取締役の報酬額の決定方法に関する規定の新設)の件

4. 招集にあたっての決定事項 (議決権行使についてのご案内)

- (1)書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛 否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示 があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使 を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記インターネット上の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書|「個別注記表|

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

□時 2023年 6 月29日 (木曜日) 午前10時

書面(郵送)で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2023年6月28日(水曜日)午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

(6頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。)



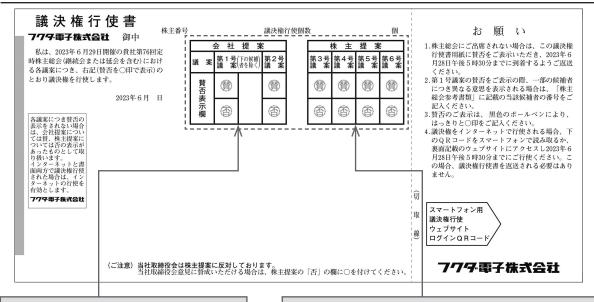
QRコードを読み取る「スマート行使」又は

議決権行使サイト (https://soukai.mizuho-tb.co.jp/) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力する方法のいずれかで、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2023年 6 月28日 (水曜日) 午後5時30分入力完了分まで

- ※ インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ※ インターネットと書面 (郵送) により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

書面による議決権行使のご案内



第1号議案及び第2号議案は当社取締役会から ご提案させていただく議案です。 第3号議案から第6号議案は一部の株主様からのご提案です。 取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。 詳細は46頁以降をご参照ください。

※各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして お取り扱いいたします。

■記入例

会社提案・当社取締役会の意見に **賛成いただける場合**

=	会 社	提案	1
議案	第1号 議 案	(下の候補) 者を除く)	第2号 議 案
賛 否			
賛否表示欄			

7	朱 主	提案	2
第3号 議 案	第4号 議 案	第5号 議 案	第6号 議 案
(1)	(1)	(1)	(1)
		®	(4)

会社提案・当社取締役会の意見に **反対される場合**

=	会 社	提案	1
議案	第 1 号 議 案	(下の候補) 者を除く)	第2号 議 案
賛 否 =	(1)		(1)
賛否表示欄			

7	株 主	提案	2
第3号 議 案	第4号 議 案	第5号 議 案	第6号議案
(1)			
(1)	(1)	1	(1)

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使 ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は 1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイト へ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

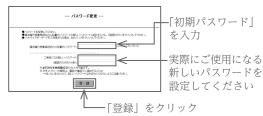
1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル 0120-768-524

受付時間 9:00~21:00 (年末年始を除く)

事 業 報 告

2022年 4 月 1 日から 2023年 3 月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響から緩やかな回復基調にあるものの、先行きについては国際情勢等を受けた資源価格の高騰や、物価上昇に対応した欧米の金融引き締めの影響が危惧される等、不透明な状況が続いております。

医療業界においては、新型コロナウイルス感染症への対応を強化しつつ、地域医療構想による 医療機関の機能分化と連結を通した効率的な医療提供体制の構築が求められております。

このような環境の中、当社グループの当連結会計年度の売上高は、1,346億48百万円(前期比1.9%増)となりました。利益につきましては、営業利益は240億93百万円(前期比6.1%増)、経常利益は250億81百万円(前期比7.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は172億78百万円(前期比6.6%増)となりました。

売上高 1,346億48百万円 (前期比1.9%増)

経常利益 250億81百万円 (前期比7.1%增)

親会社株主に帰属する当期純利益 172億78百万円 (前期比6.6%増)

これらを部門別にみますと、生体検査装置部門では、心電計関連、血圧脈波検査装置、自動血球計数装置の売上が伸張し、売上高は310億58百万円となりました。

生体情報モニター部門では、モニタの売上高は116億25百万円となりました。

治療装置部門では、AED、人工呼吸器が減少しましたが、在宅医療向けレンタル事業の売上は伸張し、売上高は554億42百万円となりました。

消耗品等部門は、記録紙、ディスポーザブル電極や上記各部門の器械装置に使用する消耗品 や修理・保守を含みます。消耗品等部門の売上高は365億22百万円となりました。

(部門別売上)

	2022年	3月期	2023年	前 期 比	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	増 減 率
生 体 検 査 装 置	百万円 29,422	22.3	百万円 31,058	23.1	5.6
生体情報モニター	12,914	9.8	11,625	8.6	△10.0
治療装置	54,556	41.3	55,442	41.2	1.6
消 耗 品 等	35,205	26.6	36,522	27.1	3.7
合 計	132,098	100.0	134,648	100.0	1.9

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしましたフクダグループの設備投資の総額は119億27百万円で、その主なものはレンタル用資産「在宅用酸素濃縮器」等であります。

- ③ 資金調達の状況 特に記載すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	X	分	2020年 3月期 (第73期)	2021年 3月期 (第74期)	2022年 3月期 (第75期)	2023年 3月期 (第76期) (当連結会計年度)
売	上	高(百万円)	133,393	146,756	132,098	134,648
経	常利	益(百万円)	13,647	20,264	23,422	25,081
親会	社株主に帰属 期 純 利	する 益(百万円)	9,609	14,716	16,216	17,278
1 株	当たり当期純	间利益 (円)	316.52	486.67	536.19	571.25
総	資	産(百万円)	168,742	191,762	195,495	206,922

(注) 当社グループは、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第75期 の期首から適用しており、第75期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

当社は、2022年10月31日開催の取締役会決議により、2022年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第73期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況 当社は、親会社はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社	名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
フクダ電子北海	道販売㈱	98百万円	100 %	医用電子機器の販売及び賃貸
フクダ電子北東:	北販売㈱	50百万円	100 %	"
フクダ電子南東:	北販売㈱	50百万円	100 %	"
フクダ電子新潟	別 販 売 ㈱	40百万円	100 %	"
フクダ電子北関	東販売㈱	40百万円	100 %	"
フクダ電子西関	東販売㈱	50百万円	100 %	"
フクダ電子南関	東販売㈱	50百万円	100 %	"
フクダ電子東京	販 売 (株)	50百万円	100 %	"
フクダ電子東京中	央販売㈱	50百万円	100 %	"
フクダ電子東京	西販売㈱	40百万円	100 %	"
フクダ電子神奈	川販売㈱	40百万円	100 %	"
フクダ電子北陸	販 売 ㈱	60百万円	100 %	"
フクダ電子長野	斯 売 ㈱	40百万円	100 %	"
フクダ電子中部	5 販売(株)	80百万円	100 %	"
フクダ電子三嶋	販 売 ㈱	40百万円	100 %	"
フクダ電子京滋	飯 売 ㈱	50百万円	100 %	"
フクダ電子近畿	販売(株)	80百万円	100 %	"
フクダ電子兵庫	取 売 (株)	60百万円	100 %	"
フクダ電子岡山	取 売 ㈱	50百万円	100 %	"
フクダ電子広島	り 販 売 (株)	90百万円	100 %	"
フクダ電子四国	販 売 ㈱	98百万円	100 %	"
フクダ電子西部:	北 販 売 ㈱	90百万円	100 %	"
フクダ電子西部	南 販 売 ㈱	70百万円	100 %	"
フクダライフテック	北海道㈱	98百万円	100 %	"
フクダライフテック	北東北㈱	20百万円	100 %	"
フクダライフテック	南東北㈱	20百万円	100 %	"

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
フクダライフテック北信越㈱	20百万円	100 %	医用電子機器の販売及び賃貸
フクダライフテック関東㈱	30百万円	100 %	"
フクダライフテック常葉㈱	20百万円	100 %	"
フクダライフテック東京㈱	30百万円	100 %	"
フクダライフテック横浜㈱	50百万円	100 %	"
フクダライフテック中部㈱	30百万円	100 %	"
フクダライフテック京滋㈱	20百万円	100 %	"
フクダライフテック関西㈱	30百万円	100 %	"
フクダライフテック兵庫㈱	20百万円	100 %	"
フクダライフテック中国㈱	40百万円	100 %	"
フクダライフテック四国㈱	20百万円	100 %	"
フクダライフテック九州㈱	50百万円	100 %	"
フ ク ダ ラ イ フ テ ッ ク ㈱	50百万円	100 %	"
フクダ電子ファインテック仙台㈱	80百万円	100 %	医用電子機器の製造
(株) フ ク ダ 物 流 セ ン タ ー	10百万円	100 %	倉庫管理及び梱包発送
フクダ電子技術サービス㈱	30百万円	100 %	医用電子機器の修理
フクダメディカルソリューション㈱	50百万円	100 %	医療用コンピュータシステムの 開発及び販売
アトミック産業㈱	10百万円	100 %	医療用記録紙の製造・販売
フ ク ダ コ ー リ ン ㈱	300百万円	100 %	医療機器・医療システムの企画・開発・ 販売及び診療支援サービス事業展開
北京福田電子医療儀器有限公司	3,900千US\$	100 %	医用電子機器の製造・販売
FUKUDA DENSHI USA, Inc.	3,300千US\$	100 %	医用電子機器の販売
FUKUDA DENSHI UK LTD	1GBP	100 %	医用電子機器の販売

(注) 2022年4月1日付で、フクダライフテック東京㈱は、フクダライフテック東京西㈱を吸収合併いたしました。

(4) 対処すべき課題

診療報酬、薬価、特定保険医療材料の公定償還価格改定に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、引き続き不透明な市場環境が予測されますが、お客様に安心してご使用いただくための品質管理・安全管理体制の充実と、同業他社には無い差別化した製品の開発、販売体制整備のための投資、国内外の競合メーカーとの価格競争力を高めるためのコスト削減に引き続き取り組んでまいります。

また、資本効率を高めるべく創出したキャッシュ・フローを継続的に成長投資に回していくことで企業価値向上に努め、株主の皆様へ安定的な成果配分を継続していく所存でございます。

<経営理念>

社会的使命に徹し、

ME機器の開発を通じて、

医学の進歩に寄与する

中期経営計画方針としては、少子高齢化の進展に伴い変化する医療環境に適応すべく事業戦略を策定し、効率的な組織運営を実現することで強固な経営基盤を構築していくことを掲げております。

成長性が見込まれる分野への戦略的投資や効果的な研究開発の取り組みにより、医療機関への総合提案の実現、在宅医療分野における地域密着体制の強化を図り、ガバナンス・コンプライアンス体制の強化や人材育成による組織の活性化を通じて、グループ経営管理体制の充実を目指してまいります。

地域医療を支えるという使命感のもと、「予防、検査、治療、経過観察、リハビリ、在宅、介護」というワンストップサービスによる一貫した医療環境を提供することで、お客様に価値を提供するとともに持続的成長を実現してまいります。

(5) **主要な事業内容**(2023年3月31日現在)

医用電子機器の製造・購買及び販売を主な事業の内容とし、それに関連する物流・サービス等の事業活動を展開しております。

心臓・循環器系分野の心電計、生体情報モニタ、超音波画像診断装置、ペースメーカ、人工呼吸 器等を官公私立病院・大学医学部附属病院をはじめとする全国の医療施設に納入しております。

事業部門	主	要	製	品
生体検査装置部門	心電計・ホルター心電 置・ポリグラフ・自動! 置	図記録解析装置 血球計数測定装置	・負荷心電図装置 ・呼吸機能検査装	・超音波画像診断装 置・血圧脈波検査装
生体情報モニター部門	セントラルモニタ・ベッ	ッドサイドモニタ	・医用テレメータ	
治療装置部門	デフィブリレータ・ペ 素濃縮器・睡眠時無呼呼		4 // HH / 14 / 4	工呼吸器・在宅用酸
消耗品等部門	記録紙・ディスポーザブ	ル電極・各部門の	器械装置に使用する	消耗品や修理・保守

(**6**) **主要な営業所及び工場**(2023年3月31日現在)

①当社

本 社:東京都文京区 本郷事業所:東京都文京区 白井事業所:千葉県白井市

②子会社

・国内子会社

会	社	名	所	在	地	
フクダ電子北海道販売㈱ 他22社			(本社拠点) 札幌、秋田、仙台、新 東京、立川、横浜、金 吹田、神戸、岡山、広	沢、長野、名	古屋、岐阜、京都、	
フクダライフ: 他14社	テック北海:	道(株)	(本社拠点) 札幌、秋田、仙台、金洲 名古屋、京都、吹田、			
フクダライフ	テック(株)		東京都文京区			
フクダメディン	カルソリュ	ーション(株)	東京都文京区			
アトミック産	業(株)		東京都文京区			
フクダコーリ	ン(株)		東京都文京区			
フクダ電子ファインテック仙台㈱			宮城県黒川郡大和町			
㈱フクダ物流センター			千葉県白井市			
フクダ電子技術	析サービス(株)	千葉県白井市			

(注) 2022年4月1日付で、フクダライフテック東京(株)は、フクダライフテック東京西(株)を吸収合併いたしました。

・海外子会社

会	社	名	所	在	地
FUKUDA D	ENSHI US	A, Inc.	米国ワシントン州		
北京福田電子医療儀器有限公司			中国北京		
FUKUDA DENSHI UK LTD			英国シェフィールド		

(7) 従業員の状況(2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従	業	員	数	前連結会計年度末比増減
3,382 (706) 名				34 (2) 名

(注) 従業員数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従	業	員	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平	均	勤;	続く	下 数	
	690 (165) 4	名	21 (4) 名			42.7	歳				14.4	1年	

(注) 従業員数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況(2023年3月31日現在)

借入	先	借	入	額
株式会社きらぼし	銀行			400百万円
株式会社三菱UFJ	銀行			300
株式会社みずほ	銀行			300
株 式 会 社 北 陸	銀行			300
株式会社七十七	銀行			300
株式会社商工組合中	央 金 庫			100
日本生命保険相互	会 社			50

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) **株式の状況** (2023年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 156,000,000株

② 発行済株式の総数 39,176,000株 (自己株式 8,674,312株を含む)

③ 株主数 3,747名

④ 大株主(上位10名)

株	主	名	持	株	数	持	株	比	率
福田 孝太郎				8,027=	千株			26.32	%
	'ォー フィデリティ ロ 'ァンド(プリンシパル フォリオ)			1,530=	千株			5.02	%
日本生命保険相互会	社			1,505=	千株			4.94	%
みずほ信託銀行株式 再信託受託者 株式会	会社 退職給付信託 きらほ 会社日本カストディ銀行	ぎし銀行口		1,390=	千株			4.56	%
株式会社三菱UFJ	銀行			1,355=	千株			4.45	%
株式会社みずほ銀行				1,042=	千株			3.42	%
株式会社北陸銀行				1,000=	千株			3.28	%
福田 百合子				734=	千株			2.41	%
ジェーピー モルガ	ン チェース バンク 3	8 5 6 3 2		625=	千株			2.05	%
公益財団法人福田記	念医療技術振興財団			600=	千株			1.97	%

- (注) 1. 当社は自己株式を8,674千株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。自己株式には株式給付信託(J-ESOP及びBBT)が所有する252千株は含まれておりません。
 - 2. 持株比率は自己株式(8,674千株)を控除して計算しております。また、小数点第3位を四捨五入しております。
 - 3. 「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 きらぼし銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ」名義の株式1,390千株は、株式会社きらぼし銀行が保有する当社株式を退職給付信託として信託 設定したものであり、議決権については株式会社きらぼし銀行が指図権を留保しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況 該当事項はありません。
 - (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「2.(3)⑤ 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。
- ⑥ その他株式に関する重要な事項
 - イ. 当社は、2022年12月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。これにより、発行可能株式総数は、78,000,000株、発行済株式の総数は、19,588,000株それぞれ増加しております。
 - ロ. 当社は、株式給付信託 (BBT) への追加拠出を目的として、2022年11月28日開催の当社 取締役会決議に基づき、2022年12月14日、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)を 割当先とする第三者割当による自己株式20,800株を総額92百万円で処分いたしました。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位		氏	名		担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	福	田	孝力	大郎	
代表取締役社長	白	井	大治	台郎	
取締役	福	田	修	_	経営システム部長
取締役	小	JII	治	男	技術統括兼開発本部長
取締役	玄	地	_	男	営業本部長
取締役	久	野	直	樹	社長室長
取締役	杉	山	昌	明	杉山昌明税理士事務所代表 公認会計士杉山昌明事務所代表 株式会社TSIホールディングス社外監査役
取締役	佐	藤	幸	雄	株式会社グローバルスポーツ医学研究所相談役 株式会社ケッズトレーナー特別顧問
取締役	福	田	紀	之	株式会社ビジネスコンサルタント顧問
取締役	古	屋	_	樹	
常勤監査役	中	Ш	行	雄	
監査役	太日	日垣	吉	孝	
監査役	後	藤	啓	=	後藤コンプライアンス法律事務所代表 セントラル警備保障株式会社社外監査役 株式会社プリンスホテル社外取締役 株式会社西武ホールディングス社外取締役
監査役	廣	江		昇	

- (注) 1. 取締役杉山昌明氏、佐藤幸雄氏、福田紀之氏及び古屋一樹氏は社外取締役であります。
 - 2. 監査役後藤啓二氏及び廣江昇氏は社外監査役であります。
 - 3. 監査役後藤啓二氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 監査役廣江昇氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 5. 当社は、社外取締役杉山昌明氏、佐藤幸雄氏、福田紀之氏及び古屋一樹氏、社外監査役後藤啓二氏及 び廣江昇氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、指名・報酬諮問委員会の設立に伴い、2022年10月31日開催の取締役会において、一部改定をしております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、フクダグループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上 に資する報酬体系とし、優秀な人材を確保・維持できる報酬水準とすることを基本方針 とします。具体的には、基本報酬(月額報酬)と賞与、及び業績連動型株式報酬(社外 取締役を除く)で構成します。

また、報酬体系・水準は、経済情勢や当社業績、他社水準、及び独立社外取締役の意見等を踏まえて見直しを行うこととします。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて総合的に勘案して決定するものとします。

- 3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針 (報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)
 - (1) 賞与

各事業年度の連結経常利益に連動させ、各取締役の業績への貢献度等を加味した上で算出された額を、賞与として毎年一定の時期に支給します。

(2) 業績連動型株式報酬(社外取締役を除く。)

業績連動型株式報酬として、「株式給付信託(BBT(Board Benefit Trust))」を採用します。

BBTに係る指標及び額は、業績向上への動機づけとなることを目的として各事業年度の連結売上高、連結経常利益額及び連結当期純利益額に連動させ、各取締役の業務執行状況を加味した上で算出します。

また、額の決定は、「役位に応じた基準ポイント」と「前事業年度からの業績指標の増減率に応じて連動させる業績連動係数」を乗じて算出した値を当事業年度のポイント数とし、退任時までに付与されたポイントを合計した数に応じた当社普通株式(1ポイントにつき1株に換算)を退任時に給付します。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動性が高く、適切なインセンティブとするため、報酬等の種類ごとの比率は、「基本報酬」:「賞与」:「業績連動型株式報酬」=5:4:1 を目安とします。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額の決定に際しては、取締役会の決議にもとづき代表取締役が委任を受けるものとし、その権限の内容は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、会社の業績や各取締役の役位、前事業年度の業務執行状況や当事業年度の役割期待等を総合的に勘案し、決定するものとします。

なお、決定に関する客観性及び透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として構成員の過半数を独立社外取締役とする任意の指名・報酬諮問委員会(以下「委員会」という)を設置し、代表取締役が原案を委員会に示して意見を求め、委員会からの意見を十分に踏まえた上で最終的に決定することとします。

ロ. 監査役の報酬等

当社の監査役の報酬等は、月例の固定報酬及び賞与であり、個人別の報酬等は監査役の協議により決定いたします。

ハ. 当該事業年度に係る報酬等の総額等

F.7	/\	報酬等の総額	報酬等の種	重類 別(の総額	(百万円)	対象となる
区	分	(百万円)	基本報酬	基本報酬 賞 与 業績連動型 株式報酬		役員の員数 (名)	
	帝 役 外取締役)	728 (15)	339 (12)		349 (2)	40 (-)	10 (4)
	查 役 小監査役)	18 (8)	18 (8)		_	_	4 (2)
合 (うち社	計外役員)	747 (23)	357 (21)		349 (2)	40 (-)	14 (6)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 業績連動報酬等として賞与を支給しております。会社業績向上に対する意識を高めるため、賞与にかかる業績指標として連結経常利益を掲げ、各取締役の業績への貢献度等を加味した上で算出された額を支給しております。なお、当事業年度を含む連結経常利益額の推移は、「1.(2)直前3事業年度の財産及び損益の状況」に記載のとおりです。
 - 3. 業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」を導入しております。BBTに係る指標及び額等は、「イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1)⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
 - 4. 取締役の金銭報酬の額は、2021年6月29日開催の第74回定時株主総会において年額10億円以内(うち社外取締役分20百万円以内)と決議いただいております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名(うち、社外取締役は3名)です。また、金銭報酬とは別枠で、2016年6月29日開催の第69回定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」の拠出金額(報酬等の額)の上限を108百万円(3事業年度)と決議いただいております。なお、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、2021年6月29日開催の第74回定時株主総会において上限6,200ポイント(2022年12月1日付にて実施した株式分割(1株を2株に分割)により現在の上限は12,400ポイント)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は、6名です。
 - 5. 監査役の金銭報酬の額は、2008年6月26日開催の第61回定時株主総会において年額36百万円以内と 決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名(うち、社外監査役は2 名)です。
 - 6. 取締役の個人別の報酬額の決定に際しては、取締役会の決議にもとづき代表取締役会長福田孝太郎が委任を受け、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、会社の業績や各取締役の役位、前事業年度の業務執行状況や当事業年度の役割期待等を総合的に勘案し決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が最も適しているからであり、委任を受けた裁量の余地も限られていることから、決定方針に沿うものであると判断しております。なお、決定に関する客観性及び透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として構成員の過半数を独立社外取締役とする任意の指名・報酬諮問委員会(以下

「委員会」といいます。)を設置しており、報酬額の原案を委員会に示して意見を求め、委員会からの意見を十分に踏まえた上で最終的に決定しております。

- 7. 2005年6月29日開催の第58回定時株主総会において「役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件」を決議いただいております。当事業年度末における今後の打ち切り支給予定額は、取締役1名に対し812百万円を退任時に支給する旨となっております。
- ⑥ 社外役員に関する事項
- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係
 - ・取締役杉山昌明氏は、杉山昌明税理士事務所代表、公認会計士杉山昌明事務所代表、株式会社 TSIホールディングスの社外監査役であります。当社は、杉山昌明税理士事務所、公認会計士杉山昌明事務所、株式会社 TSIホールディングスとは特別な関係はありません。
 - ・取締役佐藤幸雄氏は、株式会社グローバルスポーツ医学研究所の相談役、株式会社ケッズトレーナーの特別顧問であります。当社は、株式会社グローバルスポーツ医学研究所、株式会社ケッズトレーナーとは特別な関係はありません。
 - ・取締役福田紀之氏は、株式会社ビジネスコンサルタントの顧問であります。当社は、株式 会社ビジネスコンサルタントとは特別な関係はありません。
 - ・監査役後藤啓二氏は、後藤コンプライアンス法律事務所代表、株式会社プリンスホテル及 び株式会社西武ホールディングスの社外取締役、セントラル警備保障株式会社の社外監査 役であります。当社は、後藤コンプライアンス法律事務所、株式会社プリンスホテル、株 式会社西武ホールディングス、セントラル警備保障株式会社とは特別な関係はありませ ん。

- ロ. 当事業年度における主な活動状況
 - ・取締役会及び監査役会への出席状況

						取締役会		監査役会		
						出席回数/開催回数	出席率	出席回数/開催回数	出席率	
取	締	役杉	Щ	昌	明	12回/12回	100%	_	_	
取	締	役佐	藤	幸	雄	12回/12回	100%	_	_	
取	締	役福	田	紀	之	12回/12回	100%	_	_	
取	締	役 古	屋	_	樹	9回/10回	90%	_	_	
監	査	役 後	藤	啓		12回/12回	100%	13回/13回	100%	
監	査	役廣	江		昇	11回/12回	92%	12回/13回	92%	

- (注) 古屋一樹氏は就任後に開催された取締役会を分母としております。
 - ・取締役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 取締役杉山昌明氏は、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会に おいて意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。ま た、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社グル ープの業務全般に係る諸リスクを適切に助言しております。

取締役佐藤幸雄氏は、社会医学・医療経済等に関する豊富な知見により、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社グループの業務全般に係る諸リスクを適切に助言しております。

取締役福田紀之氏は、長年にわたる金融機関での見識や取締役として経営を担った 経験により、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適 宜行っております。また、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席し、客観的・ 中立的立場で当社グループの業務全般に係る諸リスクを適切に助言しております。

取締役古屋一樹氏は、長年にわたり取締役として経営を担った経験により、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社グループの業務全般に係る諸リスクを適切に助言しております。

・取締役会及び監査役会における発言状況

監査役後藤啓二氏は、弁護士経験による専門的見地から、取締役会において取締役の 適正な意思決定を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会におい てコンプライアンス経営並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。 監査役廣江昇氏は、長年にわたる金融機関での見識と豊富な経験により、取締役会において取締役の適正な意思決定を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	64百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益 の合計額	64百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」 に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
 - ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容

当社は、医療機器・用品が直接人々の保健・医療の分野に直結するという社会的使命を認識し、高い倫理的自覚のもとにその進歩に貢献し信頼される企業を目標として事業を営んでおります。

医療機器事業の特徴は、製品開発に医療機器を使用する顧客(医師及び医療従事者)との信頼関係に基づく長期間にわたる連携・協業が必要不可欠であることにあります。そしてその開発の着想から市場に製品として送り出すまでには、臨床試験・医療機器の承認・製造業の許可・販売業の許可等取得に至るまで長期間にわたり相当の開発投資が必要です。

以上のことから、当社の事業は、中長期的視野のもとに経営することが必要であり、短期的な利益を追い求めるような経営は許されるものではありません。今後も安定的かつ継続的に発展を続けていくために、先に述べた当社を支えてきていただいた方々への配慮のない経営は、当社の企業価値を損なうものと考えます。

2. 不適切な支配の防止のための取り組み

当社は、2006年6月29日に開催された第59回定時株主総会におきまして、フクダ電子株式の大規模買付行為に関する対応策「買収防衛策」(以下「本プラン」といいます。)の導入に関し、承認可決いただきました。

これは、大規模買付行為がなされようとする場合における対応策を定めたものであります。 対応策を要約しますと、買付行為の目的・方法及び内容等が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資するものであるかどうかについて、大規模買付者に対して情報提供を求めるとともに、取締役会による評価や代替案の提示を目的とした大規模買付ルールを定め、交渉を行います。そして、買付ルールが遵守されない場合や、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付、買付の条件が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適切な買付の場合には、企業価値評価特別委員会(以下「特別委員会」といいます。)の諮問を経て、本プラン発動の検討を行います。

3. 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。本プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができるとされていること、有効期限が株主総会後に最初に開催される取締役会の終了時点までであること、企業価値・株主価値向上の観点から取締役会によりいつでも廃止できるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要施策として位置づけ、必要な内部留保を図りながら企業体質を充実・強化し、競争力のある事業展開、安定的な利益還元を継続して行うことを基本方針と定めております。

当期の期末配当金につきましては、1株当たり55円の普通配当に加え15円の特別配当を予定しておりましたが、通期の連結営業利益、連結経常利益、連結当期純利益のいずれもが2022年10月31日に公表した予測数値を上回ったことから、普通配当を55円(株式分割前換算110円)、特別配当を45円(株式分割前換算90円)、合計100円(株式分割前換算200円)とさせていただきます。これにより、年間の配当金は、先に実施いたしました中間配当金140円と合わせて1株につき株式分割前換算で340円となります。

配当支払い回数につきましては、中間期末日、期末日を基準日とした年2回を継続する方針であります。また、当社は、剰余金の配当等の会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることとする旨を定款で定めております。

(注) 当社は、2022年12月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位:百万円)

の部	負 債	の部
金額	科目	金額
126,725		37,514
67,965		13,743
2,567		5,136
35,377		1,750
3,156		304
		4,103
		111
		3,953 546
		7,865
		6,360
1		1,624
		218
	役員株式給付引当金	214
	従業員株式給付引当金	334
	退職給付に係る負債	2,671
	そ の 他	1,297
	負 債 合 計	43,875
9,644	純 資 産	の部
1,409		160,266
895		4,621
1,617		21,887
31,753		154,156
10,815		△20,398
		2,781
		2,395 198
		198
		163,047
		206,922
	金 126,725 67,965 2,567 35,377 3,156 501 10,109 212 5,277 1,562 △5 80,197 46,826 17,969 962 15,945 9,644 1,409 895 1,617 31,753	## 126,725

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

2022年4月1日から2023年3月31日まで

(単位:百万円)

	彩	ł			目		金額
売			上		高		134,648
売		上	原		価		64,244
	売	上	. 470	利		益	70,403
販	売	費 及	び — 舟		費		46,309
	営		業	利		益	24,093
営		業	外	収	益		1,038
	受		取	利		息	65
	受	取				金	187
	為		替	差		益	355
	保	険	事 務		数	料	39
	投	資 事	業組	合 運	用	益	97
	そ		0)			他	293
営		業	外	費	用		50
	支		払	利		息	37
	IJ	_	ス	解	約	損	6
	そ		0)			他	7
	経		常	利		益	25,081
特		別	禾		益		258
	固	定	資 産		却	益	17
	保	険	解約		戻	金	173
	抱	合 せ			差	益	67
	そ		0)			他	0
特		別	持		失		137
	固	定	資 産		却	損	12
	減		損	損		失	66
	投	資 有				損	45
	事	務	所 移		費	用	12
	そ		0)			他	0
	兑 金		周 整 前		純利	益	25,202
污				税及び	事 業	税	8,478
污		人	税 等	調	整	額	△554
븰		期	純	利		益	17,278
親	会 社	株主に	帰属する	当期純利	益		17,278

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位:百万円)

流動資産 93,552 流動負債 現金及び預金 46,109 貫電子記録債務 受取手形売金 34,592 短期借入食務 有価証券 501 リスス債務 商品及び製品品 5,134 未払法人税等 仕掛品品 84 未払法人税等 原材料及び貯蔵品 4,680 類	金 46,499 7,924 5,136 1,750 34 3,678 1,752 22,562 1,837 351
現金及び預金 受取 手 形	7,924 5,136 1,750 34 3,678 1,752 22,562 1,837 351
現金及び預金 46,109 買 掛金 受取手形売 掛金 34,592 短期借入金 有価証券 501 リース債務 商品及び製品 5,134 未払法人税等 仕掛品品 84 未払法人税等 原材料及び貯蔵品 4,680 預	5,136 1,750 34 3,678 1,752 22,562 1,837 351
売 掛 金 有 価 証 券 商 品 万01 カース債務 方01 カース債務 ま 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 <td>1,750 34 3,678 1,752 22,562 1,837 351</td>	1,750 34 3,678 1,752 22,562 1,837 351
有価証券 501 リース債務 商品及び製品 5,134 未払法人税等 仕掛品 84 未払法人税等 原材料及び貯蔵品 4,680 預り金	34 3,678 1,752 22,562 1,837 351
有価証券 501 リース債務 商品及び製品 5,134 未払法人税等 仕掛品 84 未払法人税等 原材料及び貯蔵品 4,680 預り金	3,678 1,752 22,562 1,837 351
商品及び製品 5,134 未払法人税等 仕掛品 84 未払法人税等 原材料及び貯蔵品 4,680 預り金	1,752 22,562 1,837 351
原材料及び貯蔵品 4,680 預 り 金 金	22,562 1,837 351
原材料及び貯蔵品 4,680 預 2 り 金	1,837 351
	351
前渡金十八五十八五十八五十八五十八五十八五十八五十八五十八五十八五十八五十八五十八五十	351
	111
貸 倒 引 当 全 △358 そ の 他	1,359
田 宁 咨 产 82 <u>4</u> 18 回 疋 貝 慎	2,275
方 取 田 中 姿 帝 37551 リ ー 人 頂 務	106
	214
達 物	334
	666
	812
	142
	48,775
	の 部
zp = 11 /c = 11 /c = 521 休 土 貝 仐	124,801
E	4,621
無 が 	21,886
	8,946
ソフトワェア仮倒定 205 その他資本剰余金 1577	12,939 118,705
19799 型 利 不 並	
	1,171 117,533
技質 有 伽 証 券 10,551 その他利益剰余金 関係 会社株式 9,970 事業拡張積立金	300
出 資 金 1 固定資産圧縮積立金	53
関係会社出資金 423 別途積立金	37,500
長期貸付金 6,100 繰越利益剰余金	79,680
繰延税金資産	^9,000 △ 20,412
保険積立金 15,328 評価・換算差額等	2,394
そ の 他 364 その他有価証券評価差額金	2,394
貸 倒 引 当 金 △376 純 資 産 合 計	127,195
資 産 合 計 175,970 負債純資産合計	175,970

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

2022年4月1日から 2023年3月31日まで)

(単位:百万円)

														(中位・ロ/)1 1/
		科								目			金	額
売					上					高				82,316
売			_	L			原			価				54,037
	売			上			総		利			益		28,278
販	売	費	J	及	び	_	般	管	理	費				15,866
	営				業			利	J			益		12,412
営		業	ŧ		外			収		益				6,203
	受				取			禾				息		102
	受			取			配		当			金		5,187
	為				替			差				益		354
	そ						の					他		558
営		業	ŧ		外			費		用				118
	支				払			禾				息		118
	そ						の					他		0
	経				常			利	J			益		18,497
特			5	訓			利			益				239
	古		定		資		産	壳	Ē	却		益		3
	保		険		解		約	迈	<u> </u>	戻		金		169
	抱	合		せ	株	:	式	消	滅	į	差	益		67
特			5	訓			損			失				45
	固		定		資		産	壳	Ē	却		損		0
	減				損			損	1			失		0
	投	資		有	価	i	証	券	評	1	画	損		45
利	兑	引		前	į	当	期		純	利	l	益		18,691
污	去	人	兑	`	住	民	税	及	Q_{i}	事	業	税		4,322
污	去	人		j	税	<u>~</u>	宇	調		整		額		△430
븰	旨		ţ	朝		糸	Ψ.		利			益		14,799

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月30日

フクダ電子株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 櫻 井 紀 彰 業務執行社員 公認会計士 梶 原 崇 宏 業務執行社員 公認会計士 梶 原 崇 宏

監查意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フクダ電子株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フクダ電子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎 となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の 注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。 監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企 業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月30日

フクダ電子株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

監查意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フクダ電子株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視する ことにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎 となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を 検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について 報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応 じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部統制部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部統制部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社の主要部門及び子会社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、親子会社合同の重要な会議等に出席するほか、会計監査人が行う子会社の監査に立会い会計監査人の監査指摘事項を通して子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、同時に必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月31日

フクダ電子株式会社 監査役会

中 常勤監查役][[行 雄 印 印 太田垣 孝 監 杳 役 憨 印 社 外 監 查 役 後 藤 昇 社外監査役 庸 汀. 印

以上

株主総会参考書類

<会社提案(第1号議案及び第2号議案)>

第1号議案 取締役10名選任の件

取締役全員(10名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名(うち社外取締役4名)の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	福 笛 孝太郎 (1945年6月27日生) 再任	1968年 4 月 当社入社 1973年 6 月 当社取締役 1978年 1 月 当社専務取締役 1985年 8 月 当社代表取締役社長 2012年 6 月 当社代表取締役会長(現任) 【選任理由】 福田孝太郎氏は、長年にわたり当社代表取締役社長及び代表取締役会長として強いリーダーシップを発揮し、フクダグループを牽引しています。経営者としての豊富な見識、経験と実績に基づき、引き続き当社の経営に貢献することが十分に期待できることから取締役候補者として適任と判断しました。	8,027,870株
2	首 井 汽泊館 (1951年11月6日生) 再任	1980年 4 月 当社入社 1997年 4 月 フクダ電子西関東販売株式会社代表取締役 2006年 4 月 当社執行役員 2007年 4 月 当社経営企画部長 2007年 6 月 当社取締役 2008年 6 月 当社代表取締役社長(現任) 【選任理由】 白井大治郎氏は、長年にわたり当社代表取締役社長として強いリーダーシップを発揮し、フクダグループを牽引しています。経営者としての豊富な見識、経験と実績に基づき、引き続き当社の経営に貢献することが十分に期待できることから取締役候補者として適任と判断しました。	_ 21,800株

候補者 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	福 田 修 一 (1955年3月28日生) 再任	1978年7月 当社入社 1994年4月 当社財務部経理課長 1996年4月 当社国際営業事業部シアトル駐在事務所長 1999年4月 当社経営企画本部経営企画室次長 2003年12月 当社社長室関連会社管理部長 2006年4月 フクダ電子四国販売株式会社代表取締役 2008年4月 当社経理部長 2008年6月 当社取締役(現任) 2010年4月 当社経営システム部長 2023年4月 当社特命担当(現任) 【選任理由】 福田修一氏は、長年にわたり当社管理部門を主導し、経理、経営企画、経営システムなどの豊富な経験と実績を有するとともに、当社取締役就任以降、フクダグループの経営における重要な一翼を担っています。引き続き当社の経営に貢献することが十分に期待できることから取締役候補者として適任と判断しました。	299,070株
4	小	1982年 4 月 オリンパス株式会社入社 2011年 4 月 同社執行役員 2012年 4 月 同社常務執行役員 オリンパスイメージング株式会社代表取締役社長 2015年 6 月 オリンパス株式会社取締役常務執行役員 技術開発 部門長 (CRDO) 2016年 4 月 同社取締役専務執行役員 技術統括役員 (CTO)兼技術開発部門長 (CRDO) 2019年 6 月 同社執行役 CTO 2020年 5 月 当社入社 当社執行役員 当社開発本部副本部長 2021年 4 月 当社取締役技術統括(現任) 【選任理由】 小川治男氏は、長年にわたり技術開発部門に携わり、取締役としての豊富な経験と実績を有するとともに、当社入社以降も開発部門の強化に貢献しております。その経験を活かし、引き続き当社の経営に貢献することが十分に期待できることから取締役候補者として適任と判断しました。	0株

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
5	玄 地 一 男 (1958年3月24日生) 再任	1980年8月 フクダ電子南東北販売株式会社入社 2003年4月 フクダ電子市東北販売株式会社代表取締役 2004年4月 フクダ電子南関東販売株式会社代表取締役 2010年4月 フクダ電子南東北販売株式会社代表取締役 2014年4月 当社執行役員 当社営業本部副本部長 2020年4月 当社営業本部長(現任) 2021年6月 当社取締役(現任) 【選任理由】 玄地一男氏は、長年にわたり当社営業部門に携わり、当社子会社である販売会社の代表取締役を経て、現在は営業本部長として業績拡大に貢献しております。その経験を活かし、引き続き当社の経営に貢献することが十分に期待できることから取締役候補者として適任と判断しました。	6,400株
6	久野 道 樹 (1968年9月22日生) 再任	1998年 3 月 当社入社 2012年 7 月 当社社長室経営企画部長 2012年10月 ブレステクノロジー株式会社取締役管理部長 2014年 7 月 当社社長室付部長 2015年 7 月 当社執行役員 2021年 6 月 当社取締役(現任) 当社社長室長(現任) 【選任理由】 久野直樹氏は、長年にわたり経営企画、IRなど管理部門全般に関する広範な知見と豊富な経験を有しております。その知見と経験を活かし、引き続き当社の経営に貢献することが十分に期待できることから取締役候補者として適任と判断しました。	4,100株

候補者 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
7	*** *** *** *** *** (1947年4月14日生) 再任 社外 独立	1972年11月 ピート・マーウィック・ミッチェル会計士事務所入所 1974年5月 芹沢政光公認会計士事務所入所 1976年9月 公認会計士登録 1977年1月 税理士登録	0株
8	佐藤幸雄 (1945年10月9日生) 再任 社外	1971年 5 月 日本大学医学部入局(衛生学) 1980年12月 医学博士号取得 1981年 5 月 オリンピック強化選手IOC公認スタッフ 1983年 4 月 株式会社イリス代表取締役社長 1985年 6 月 株式会社グローバルスポーツ医学研究所相談役(現任) 2000年 5 月 株式会社ケッズトレーナー特別顧問(現任) 2008年 4 月 株式会社オフィスM・A特別顧問 2009年 6 月 株式会社青山ビジネスフォーラム特別顧問 2019年 6 月 当社社外取締役(現任) 【選任理由及び社外取締役として期待される役割】 佐藤幸雄氏は、長年にわたり臨床医として活躍され、社会医学・医療経済等に関する豊富な知見を有しています。その知見を活かし、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役候補者として適任と判断しました。	800株

1-2 4-4-v	H 4		
候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
9	***	1982年5月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社 2000年5月 同社取締役 2004年5月 同社常務取締役 同社常務執行役員 2007年5月 同社専務執行役員 2009年5月 同社取締役副社長 2016年5月 同社代表取締役社長 株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役 2019年5月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン取締役会長 2022年6月 当社社外取締役(現任) 【選任理由及び社外取締役として期待される役割】 古屋一樹氏は、長年にわたり取締役として経営を担った経験を有しております。その経験を活かし、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役候補者として適任と判断しました。	0株
10	代 黛 久 裔 (1960年2月28日生) 新 任 社 外	1983年 4 月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)入行 1995年 1 月 スイス三和銀行出向 1998年 4 月 三和インターナショナルピーエルシー出向 2001年 2 月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)システム部次長 2003年 7 月 株式会社ユーフィット(現 TIS株式会社)出向 企画部長 2004年 4 月 UFJIS株式会社(現 三菱UFJインフォメーションテクノロジー株式会社)出向 取締役総合企画部長 2009年 7 月 三菱UFJインフォメーションテクノロジー株式会社出向 取締役総合金融システム統括部長 2010年 7 月 三菱総研DCS株式会社出向 金融・カード事業本部副本部長 2012年 9 月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)退職 2012年10月 三菱総研DCS株式会社常務執行役員 2014年 6 月 同社南間(現任) 【選任理由及び社外取締役として期待される役割】 伏黒久高氏は、長年にわたり金融機関で培った高い見識に加え、海外での勤務経験や情報システム関係の経験のほか、取締役として経営を担った経験を有しております。その見識や経験を活かし、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役候補者として適任と判断しました。	O株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 杉山昌明氏、佐藤幸雄氏、古屋一樹及び伏黒久高氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 杉山昌明氏は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって9年になります。
 - 4. 佐藤幸雄氏は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年になります。
 - 5. 古屋一樹氏は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時を もって1年になります。
 - 6. 当社と杉山昌明氏、佐藤幸雄氏及び古屋一樹氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が定める額を限度とする旨の契約を締結しております。本総会において取締役に再任された場合は、同契約を継続する予定であります。また、伏黒久高氏が本総会において選任された場合には、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 - 7. 杉山昌明氏、佐藤幸雄氏及び古屋一樹氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。 また、伏黒久高氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として 同取引所に届け出る予定であります。
 - 8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 - 9. 上記各候補者の略歴は、2023年5月15日現在のものであります。

【ご参考】スキル・マトリックス

第1号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役及び監査役の主たる経験分野・専門性は下記のとおりとなります。

		氏	名		企業経営	グローバル	財務・会計	製造・ 研究開発	法務	営業	ΙΤ· デジタル	医学
	福	田	孝フ	大郎	\bigcirc	0	0	0		\circ		
	白	井	大剂	台郎	\circ	0	0			\circ		
	福	田	修	_	0	0	0			0	0	
	小	Ш	治	男	\bigcirc	0	0	0				
Ho 女女/几	玄	地	_	男	0					\circ		
取締役	久	野	直	樹	0		0			0		
	杉	Щ	昌	明	0		0					
	佐	藤	幸	雄	0							0
	古	屋	_	樹	0		0			0		
	伏	黒	久	高	0	0	0				0	
	太日	垣	吉	孝			0					
監査役	後	藤	啓	=					0			
	廣	江		昇			0					

[※]上記一覧表は、各人の有する全ての専門性・経験を表すものではありません。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって、2019年6月27日開催の第72回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役 藤戸久寿氏の効力が失効しますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその 選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
藤 卢 久 寿 (1968年9月30日生) 社外 独立	1993年 4 月 警察庁入庁 2000年 6 月 警察庁退職 2006年10月 愛知県弁護士会弁護士登録 2009年 4 月 第二東京弁護士会に登録換え 2010年 4 月 芝経営法律事務所パートナー弁護士 2015年 6 月 株式会社パートナーエージェント(現 タメニー株式会社)社外監査役(現任) 2016年 4 月 陽来経営法律事務所代表弁護士 2018年 2 月 宇都宮・清水・陽来法律事務所パートナー弁護士2020年1月 日比谷Ave.法律事務所パートナー弁護士(現任) 【選任理由】 藤戸久寿氏は、独立した第三者の立場から客観的・中立的な視点による監査業務、並びに弁護士という高い専門性に基づくコンプライアンス体制への助言等を果たすことが期待できるため、補欠の社外監査役候補者といたしました。また、同氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、会社経営に関する充分な見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しました。	0株

- (注) 1. 藤戸久寿氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 藤戸久寿氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 - 3. 藤戸久寿氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が定める額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。
 - 4. 上記藤戸久寿氏の略歴は、2023年5月15日現在のものであります。

<株主提案(第3号議案から第6号議案まで)>

第3号議案から第6号議案は、株主(1名)からのご提案によるものであります。

以下の議題、議案の要領及び提案の理由は、議案番号を調整したほかは、当該株主から提案された株主提案書の原文のまま記載しております。

第3号議案 「フクダ電子株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)基本方針」の廃止の件 ア 議案の要領

当社は、当社株式に対する濫用的な買付(買収)等を未然に防止するための具体的な内容を「フクダ電子株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)基本方針」(以下、その後の変更等を含み、「本プラン」といいます。)として定めております。当社は、2006年5月31日に開催された取締役会でその導入を決議し、同年6月29日開催の第59回定時株主総会において当時の株主の承認決議を得て以降、その実質的な内容を変更することなく、毎年、定時株主総会後の最初の取締役会で本プランの継続(有効期限の延長)を決議し、継続の可否について株主総会の意思を確認することなく今日に至っております。また、本プランは買収防衛策の発動の際に株主総会の意思確認を求める規定を欠いております。

本提案は、このように株主の意思をないがしろにする本プランの廃止を求めるものです。

イ 提案の理由

本プランは、買収防衛策発動の際及び本プラン継続の際の株主総会の意思の確認のプロセスを欠き株主の意思がないがしろにするものであることから、株主によりその継続の可否を判断するため、本議案を提案するものです。

一般に、買収防衛策は、経営者の保身のための道具となりかねないリスクを常にはらむものです。したがって、<u>その導入と継続には株主の承認が不可欠であり、株主総会の承認を経ずに取締役会決議のみで毎年継続を重ねた本プランを会社の買収防衛策として認めることはできません。</u>

本プランは、買収防衛策の導入及び継続、発動の各段階において株主意思を尊重する現在 の買収防衛策の実務の趨勢にそぐわない時代遅れの遺物になっております。

当社は、本プランは、「経済産業省及び法務省が定めた「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」(2005年5月7日)、並びに、株式会社東京証券取引所が定めた「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備について」(2006年1月24日)に準拠しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」(2008年6月30日)の内容も踏まえたものになっております。」と述べています。

しかしながら、これら指針や在り方の発表から約15年が経過した現在において、買収防 衛策を巡る上場会社の対応の実務は、本プラン導入以降のブルドックソース事件最高裁決定 などの裁判例を踏まえ、より一層株主意思を尊重する方向で変化しております。そのような 変化は、例えば、経済産業省に2022年に設置された「公正な買収の在り方に関する研究 会」でも明らかにされており、その公表資料(第1回会合/事務局説明資料17頁)には、2005年の買収防衛指針策定の直後(2005年)から今日まで、上場会社の買収防衛策を巡る 状況が株主意思の確認を重視する方向で変遷してきたことが明記されています。

(https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/kosei_baishu/pdf/001_04_00.pdf)

本プランが株主意思をないがしろにする遺物となっているという指摘を本プランの規定に 即して以下に具体的に述べます。

- (ア) 株主意思確認を経ない発動決定: 先ず、本プランは、取締役会限りで買収防衛策を発動することができる建付けになっており、本プランに定める買い付けルールを買収者が遵守して適切に情報提供を行った場合にも、株主総会の意思確認を経ずに取締役会の判断のみに基づいて買収者への対抗措置として買収防衛策を発動することを認めております(本プラン4・大規模買付が行われた場合の対応方針/(3)・対抗措置発動の要件/④)。この点において、取締役が保身のために買収防衛策を発動する懸念を本質的に含んでいる時代遅れの内容となっています。
- (イ) 株主意思確認を経ない継続決定:次に、前記「企業価値・株主共同の利益の確保又は 向上のための買収防衛策に関する指針」(2005年5月7日)には、「取締役会の決議に より買収防衛策が導入された場合であっても、株主の総体的意思によってこれを廃止 できる手段(消極的な承認を得る手段)を設けている場合には、株主意思の原則に反 するものではない。」という記載があるところ、この株主の「消極的な承認を得る手 段」を設けていない本プランは、2005年指針にも準拠していないということになりま す。

このように、本プランは、その継続を取締役会限りにおいて行ない、株主総会の意思確認を全く行わない点においても時代遅れであり、買収防衛策が経営者の保身のために用いられることを牽制する意味でも、買収防衛策の導入時及び発動時のみならず、継続に際しても株主意思の確認を得るべきことは当然です。

(ウ) 株主意思確認を取締役選解任に仮託することの欺瞞性:本プランの第5項には、「当社の取締役の任期は1年であり、毎年の定時株主総会で選任されます。本プランの廃止又は変更は、毎年の株主総会において株主の皆様により選任された取締役によって構成される取締役会において決せられることになります。」と記載されており、当社は、取締役が毎年株主総会によって選任されていることをもって本プランの継続が株主意思に基づいていることの根拠としているように思われます。

しかし、当社において過半数を占める社内取締役は、役付き取締役として当社の業務執行全般を担っており、株主が買収防衛策を承認できないことのみを理由として買収防衛策の存続を決定した取締役を解任し又は選任しないことは現実的ではありません。買収防衛策を信任できないとしても、業務執行が滞ることを恐れ、当該取締役を選任するのが通常の株主判断であり、取締役が株主総会によって選任されていることをもって本プランの継続が株主意思に基づいているということはできません。

以上から明らかなとおり、本プランは、株主意思をないがしろにし、取締役会のみの判断

で買収防衛策を発動することを認めることにより、株主利益に合致する買収の機会をも排除し、経営者が保身を図ることを可能とするものです。これを換言すれば、本プランは、経営者に対して、株主の利益に反して買収防衛策を発動させる自由を与えるものと言わざるを得ません。よって、本プランは廃止しなければなりません。その上で、買収防衛策の継続と発動のいずれの際においても株主意思を尊重する買収防衛策についてその導入の可否を株主総会の決議に委ねるべきです。

請求者は、このような考えから本プランを直ちに廃止することを求め、本議案を提案する ものです。

◆ 第3号議案に対する当社取締役会の意見 当社取締役会は、本議案に反対いたします。

◆ 反対の理由

当社取締役会は、当社株主の皆様の付託を受けて当社の経営に当たるのであって、どのような経営者に経営を託するのかについては、当社株主の皆様のご判断に委ねられています。したがって、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合においても、これに応じるか否かは最終的に株主の皆様の自由な意思により判断されるべきものと考えます。

しかし、大規模買付者(※)が当社株主の皆様が必要とされる十分な情報を提供するとは限りません。また、大規模買付者が、当社の事業ではなく資産に主たる関心を置き、医療機器事業の負う社会的使命を顧みない効率や短期的利益優先の経営を行うことが疑われる場合などには、大規模買付行為によって当社の企業価値が著しく損なわれる結果となる危険があります。特に、医療機器事業を行うためには、製品開発に医療機器を使用する顧客(医師及び医療従事者)との信頼関係に基づく長期間にわたる連携・協業が必要不可欠であり、その開発の着想から市場に製品として送り出すまでには、臨床試験・医療機器の承認・製造業の許可・販売業の許可等取得に至るまで長期間にわたり相当の開発投資が必要になります。そのため、当社は、中長期的視野のもとに経営し、短期的利益を追い求めるような経営を防止する必要があると考えます。そのような観点から、大規模買付行為がなされようとする場合には、当社株主の皆様に対する十分な情報提供を行える機会を確保しつつ、株主の皆様の共同の利益及び当社事業の公益的側面を踏まえ、買付行為の目的、内容等を事前に検証し、当該買付行為が当社株主の皆様の共同の利益に反するものであると判断される場合には、これを未然に防ぐと共に、大規模買付者と当社取締役会とが交渉を行う機会を設けることが重要となります。

(※) 特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は、特定株主グループの議決権割合が結果として20%以上となる当社株券等の買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行おうとする者を「大規模買付者」といいます。

このような考えのもと、当社は、2006年6月29日開催の第59回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て、当社株式の大規模買付行為に関する対応策(以下「本プラン」)を導入し、その後も、当社株主の皆様から選任された取締役において構成される取締役会において、毎年検討したうえで、本プランを継続することを決定しています。

提案株主は、本プランについて、①買収防衛策の発動、及び、②本プランの継続について、株主総会の意思確認を経ずに取締役会の判断のみで行うことができる旨を問題視しております。しかし、上記①の点について、本プランは、買収防衛策発動の際に株主総会決議を経ることを排除しておりません。その時の状況や必要性に応じて、株主総会を開催したうえで、株主意思を確認することは当然に想定されます。加えて、本プランでは、当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するために、当社経営陣から独立している第三者により組織された企業価値評価特別委員会に対してその発動の要否を諮問することにしております。また、上記②の点について、本プランは、株主総会において株主の皆様から承認を得たうえで導入された制度です。そのうえで、本プランは当社取締役の任期に合わせて、その有効期限を1年に限定し、毎年、定時株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において本プランの廃止、変更又は継続を決議することとしており、株主の皆様の意思を可能な限り反映させることのできる仕組みにしております。

したがって、本プランは、本株主提案が述べるような、「株主の意思をないがしろ」にする ものでも、「経営者の保身のための道具」でもないと考えます。

以上の理由により、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第4号議案 定款一部変更(大規模買付行為への対応策に関する規定の新設)の件

ア 議案の要領

当社は、2006年5月31日に開催された取締役会で本プランの導入を決議し、同年6月29日開催の第59回定時株主総会において当時の株主の承認決議を得て以降、その実質的な内容を変更することなく、毎年、定時株主総会後の最初の取締役会で本プランの継続を決議し、継続の可否について株主総会の意思を確認することなく今日に至っております。

今般、第3号議案によりこのような過去の遺物である本プランを廃止することを求めるとともに、本議案により、買収防衛策の導入、継続及び発動は株主総会の決議によって定めることを当社の基本方針とするために、大規模買付行為への対応策(買収防衛策)に関する規定を定款に新設することを求めるものです。

なお、本定時株主総会における他の議案(会社提案にかかる議案を含みます。)の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正などを含みますが、これに限られません。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとします。

現行定款	変更案
(新設)	第8章 大規模買付行為に関する対応策
	第41条(大規模買付行為に関する対応策) 1. 当会社は、所定の閾値を超えて大規模

現行定款	変更案
	3. 前項の買収防衛策は、大規模買付け行為者の買収目的、買収後の経営方針等当社株主が買収防衛策の発動の可否を判断するために合理的に必要とする情報を提供させることを主たる目的とし、そのための情報提供ルールを行為者が遵守している場合には、買収防衛策に定める手続きにより、取締役会は、株主総会において買収防衛策発動の可否の株主意思を確認し、それに従うものとする。
	4. 買収防衛策は、第1項の決議後2年以内 に終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会においてその存 続について承認を得なければならず、 承認を得られなかった買収防衛策は失 効するものとし、その後も同様とす る。 5. 買収防衛策は、取締役会の決議によっ て廃止することができる。

イ 提案の理由

本プランは、買収防衛策の継続及びその発動のいずれの際においても株主意思の確認を求めておらず、株主の意思をないがしろにするものです。今般、<u>このような過去の遺物である</u>本プランを廃止するとともに、買収防衛策の導入、継続及び発動は株主総会の決議によって定めることを当社の基本方針とするために、大規模買付行為への対応策に関する規定を定款に新設することを求めて本議案を提案いたします。

本プランが、2006年6月29日以降一度も株主総会の承認を得ておらず、現在の株主の承認や信任を得たものとは言い難いばかりか、株主意思をないがしろにする時代遅れの遺物であることは、第3号議案の提案理由として述べたとおりです。

買収防衛策は、当社の企業価値を守るためにあり、取締役会の恣意的な判断に基づき経営者の保身のために買収者を排除するためのものではありません。買収防衛策の定める株主への情報提供ルールが遵守されている限り、その買収者が会社の企業価値を向上させるか棄損するかの判断は株主総会の判断に委ねるべきであり、買収防衛策の継続の是非に関しても株主総会が決定する株主意思を尊重する制度的な仕組みを採用するべきです。

請求者は、このような考えから、買収防衛策の導入、継続及び発動は株主総会の決議によって定めることを当社の基本方針とするために、本議案を提案するものです。

なお、当社及び株主の負担を考慮して、買収防衛策の継続の可否の判断は2年に一度とし、また、買収防衛策の廃止については、株主総会決議を経ずとも取締役会決議のみで買収防衛策を廃止できることを提案しております。

◆ 第4号議案に対する当社取締役会の意見 当社取締役会は、本議案に反対いたします。

◆ 反対の理由

第3号議案のとおり、当社取締役会としては、医療機器事業という当社の事業の性質を踏まえると、買収防衛策を定めておくことは重要であると考えております。また、本プランの導入・継続、及び本プランに基づく買収防衛策の発動に当たり、当社株主の皆様の意思を反映することは重要であるとの考えのもと、本プランにおいては、第3号議案のとおり、可能な限り株主の皆様の意思を反映させる仕組みを導入しております。

もっとも、重要なことは、いかなる大規模買付行為に対しても対応することができるように、このような仕組みを柔軟性のある形で維持することにあります。したがって、本議案のように、会社の根本規定である定款において定めることに馴染むものではなく、また、その必要もないと考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第5号議案 取締役の個人別の報酬額の決定方法の件

ア 議案の要領

当社の取締役の報酬限度額(金銭報酬額の総額)は、2021年6月29日開催の当社第74回 定時株主総会において、年額10億円以内(うち社外取締役分20百万円以内)と決議されております(2022年3月期有価証券報告書45頁)。

今般、取締役会の監督機能を回復させ、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、取締役の報酬額(金銭報酬の額をいいます。以下同じ。)の総額(年額10億円以内(うち社外取締役分20百万円以内))はそのままに、これに加えて、(1)各取締役の個人別の報酬額の上限を、取締役に支給する報酬額の合計額の2分の1以内とすること、(2)取締役の個人別の報酬額は、取締役会の決議によって決定し、特定の取締役にその決定を委任することができないことを決議することを求めるものです。

イ 提案の理由

取締役の個人別の報酬額の決定について、代表取締役会長福田孝太郎氏(以下「福田会長」といいます。)による"お手盛り"の報酬決定を廃し、取締役会の監督機能を回復させて取締役報酬を適切に分配し、各取締役に福田会長におもねることなくその職務を全うさせ、もって、当社のコーポレート・ガバナンスの強化を図るため、本議案を提案するものです。第3号及び4号議案の提案理由において、当社の買収防衛策が株主意思をないがしろにしており、「経営者の保身」のために買収防衛策を発動する懸念があることを指摘しました。

福田会長による"お手盛り"の報酬決定が慣行化している現状は、取締役会によるガバナンスが機能しておらず、株主の利益を犠牲にして福田会長による既得権益を守ろうとする経営者の保身の試みが既に現実にまかり通っていることを示しています。

当社は、2021年2月26日開催の取締役会で、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」(以下「決定方針」といいます。)を決議しており、「当社の取締役の報酬は、フクダグループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する報酬体系とし、優秀な人材を確保・維持できる報酬水準とすることを基本方針とします。」と述べています(2022年3月期有価証券報告書45頁)。他方、「取締役の個人別の報酬額の決定に際しては、取締役会の決議にもとづき代表取締役会長福田孝太郎が委任を受け、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、会社の業績や各取締役の役位、前事業年度の業務執行状況や当事業年度の役割期待等を総合的に勘案して決定」すると述べており、また、このような権限の委任は、「委任を受けた裁量の余地も限られていることから、決定方針に沿うものである」とも述べています(同47頁注7)。

しかしながら、現状では、このような決定方針に反する次のような看過し難い問題が発生しています。

(ア) **裁量を逸脱した報酬配分**:第一に、2022年3月期では、福田会長が、取締役(社外取締役を除く)の報酬等(報酬等には、非金銭報酬である株式報酬が含まれます。)の総額(706百万円)の64%超の452百万円(基本報酬(279百万円)に限れば71%超)

を受け取り、代表取締役社長白井大治郎氏(以下「白井社長」といいます。)が、報酬等の総額の30%超の217百万円(賞与(393百万円)に限れば36%超)を受け取るという異常な偏りが生じております。

これでは、取締役の報酬等が「持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する報酬体系」となっているとも、「優秀な人材を確保・維持できる報酬水準」となっているとも到底言えず、また、個人別の報酬額の決定にあたって福田会長が行使した裁量は、その「余地も限られて」いたとは認められず、寧ろ、福田会長がその地位を利用したいわゆる"お手盛り"の報酬決定であり、決定方針を大きく逸脱したものと断じざるを得ません。

(イ) **増員取締役分報酬の自己への支払い**:第二に、福田会長の報酬等の総額は、2021年3 月期に349百万円であったものが、2022年3月期に452百万円に急増しており、白井 社長の報酬等の総額も、同様に、2021年3月期に173百万円であったものが、2022年 3月期に217百万円に急増しております。

これは2021年6月29日開催の当社第74回定時株主総会において「取締役の増員を行うこと」を提案理由として(同総会招集通知45頁)、取締役の報酬限度額を6億円以内から10億円以内に引き上げた翌年のことです。この年の取締役報酬額の純増額159百万円のうち、実に92.4%(147百万円)が福田会長と白井社長の増額分として支払われており、福田会長と白井社長の報酬を増やすことが狙いであり、「取締役の増員」という上記提案理由はこじつけであったと言わざるを得ません。

(ウ) 使用人兼務取締役への多額の報酬支払いは総会決議の潜脱:第三に、福田会長と白井 社長を除く4名の社内取締役の2022年3月期の報酬等は、合計で37百万円、基本報酬 に限れば19百万円で、それぞれ同期の取締役の報酬総額の5%程度、6%程度に過ぎま せん(2022年3月期有価証券報告書46頁、47頁)。

当該4名の取締役は、全員が使用人兼務取締役であるとされ、そのため取締役報酬とは別に使用人としての給与を受け取っていることは明らかといえますが、当該使用人としての給与の金額は開示されておりません。このように福田会長・白井社長を除く取締役全員を使用人兼務取締役とし、その使用人としての給与の金額を非開示とすることは、株主総会で取締役の報酬限度額を10億円以内と決議したことを潜脱するものであり、決して見逃すことはできません。個人のプライバシーの観点から、個々の使用人兼務取締役の使用人としての給与の金額を開示することはできないとしても、使用人としての給与の総額を開示するか、又は個々の取締役の氏名を特定せずそれぞれの使用人兼務取締役の使用人としての給与の金額を開示することはできるはずです。そのような透明性のある対応ができないのであれば、取締役の報酬を株主総会に委ねている会社法の制度趣旨に反する脱法的行為であり、取締役を使用人兼取締役とすべきではないと考えます。

以上のような、決定方針を大きく逸脱した個人別の報酬等の額の決定、なかんずく、福田会長、白井社長の報酬等の額の決定は、本来、取締役会による適切な監督に

よって是正されるべきものであります。しかし、そもそも、<u>各取締役が代表取締役会</u> 長の報酬等の額の決定に関与しないばかりか、自らの報酬等の額まで代表取締役会長 に決められているような状況で、取締役会が、主要株主でもある代表取締役会長に対 して監督責任を尽くせるはずがありません。

この点、当社からは、2022年10月31日の取締役会で、指名・報酬諮問委員会を設置することを決議しており(同日付プレスリリース「指名・報酬諮問委員会の設置に関するお知らせ」)、同委員会が取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項について審議し、取締役会に助言・提言を行うことで、報酬等に係る手続きの公正性、客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っているとの説明がなされることが考えられます。

しかしながら、同委員会は、あくまで取締役会の諮問に応じて、助言・提言を行う 諮問機関に過ぎず、取締役会が助言・提言された内容に従う必要は無いこと、また、3 名の構成員は、うち2名は独立社外取締役とされているものの、残る1名の委員及び委 員長は、取締役会の決定によって取締役の中から選定するとだけされており、福田会 長又は白井社長が委員長になることが妨げられていないなど、福田会長による"お手盛 り"の報酬決定を牽制するためには極めて不十分なものであり、およそ報酬等の客観性 を担保し、報酬決定権限を事実上握る福田会長に取締役がおもねることなく職務を全 うできる体制とはなっておりません。

このように、このまま取締役自身による改革を期待していては、報酬等が福田会長と白井社長に集中する異常事態は一向に改善されないばかりか、福田会長と白井社長への多額の報酬支払がますます強化されて当社は、優秀な取締役人材を確保・維持することができず、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が妨げられてしまいます。

請求者は、このような考えから、当社のコーポレート・ガバナンスの強化を図るため、本議案を提案するものです。

◆ 第5号議案に対する当社取締役会の意見 当社取締役会は、本議案に反対いたします。

◆ 反対の理由

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下「決定方針」)を決議しました。その中で、当社の取締役の報酬は、フクダグループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する報酬体系とし、優秀な人材を確保・維持できる報酬水準とすることを基本方針とした上で、取締役の個人別の報酬額の決定に際しては、取締役会の決議に基づき代表取締役が委任を受けるものとし、その権限の内容は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、会社の業績や各取締役の役位、前事業年度の業務執行状況や当事業年度の役割期待等を総合的に勘案し、決定するものとしています。

また、当社は、2022年10月に社外取締役全員と代表取締役社長を構成員とし、かつ、社外取締役を委員長とする「指名・報酬諮問委員会」を設置いたしました。これにより、当社取締役の報酬は、同委員会による助言・提言を踏まえて決議することとされ、恣意性を排除したより透明性の高い決定プロセスを経ることとされています。

提案株主は、①取締役の個人別の報酬額の決定が代表取締役のお手盛りになっていること、②取締役の報酬が代表取締役2名に集中していること、及び③使用人兼務取締役への多額の報酬支払は株主総会における取締役報酬の決議の潜脱であるなどと主張しています。しかし、上記のとおり、①当社の取締役の報酬は、会社の業績や各取締役の役位、前事業年度の業務執行状況や当事業年度の役割期待等を総合的に勘案した上で、「指名・報酬諮問委員会」による助言・提言を踏まえて決議されることとされており、代表取締役のお手盛りであるとの批判には当たりません。また、②取締役報酬が、もっとも大きな経営責任を担う一方で、使用人を兼務せず、使用人分給与を受領していない代表取締役2名に集中することはある意味自然のことです。加えて、③取締役に対する使用人分給与の支払いについては、裁判例上、(i)使用人の給与体系が明確に確立しており、この体系に基づいて使用人分給与が支給されること、及び(ii)取締役の報酬枠を定める株主総会において当該報酬枠に使用人分給与が含まれないことを明示するという2つの要件を満たした場合には支給できる旨の判断が示されています。当社が当社取締役に対して支払っている使用人分給与については、上記(i)及び(ii)のいずれの要件も満たすものであり、何ら株主総会における取締役報酬決議を潜脱するものではありません。

上記のとおり、当社における報酬額の決定方法は、上記決定方針に沿った適切なものであり、本株主提案が述べるように、「優秀な取締役人材を確保・維持すること」ができない、あるいは、「持続的な成長と中長期的な企業価値の向上」が妨げられるということはないと考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第6号議案 定款一部変更(取締役の報酬額の決定方法に関する規定の新設)の件

ア 議案の要領

当社の取締役の報酬限度額(報酬額の総額)は、2021年6月29日開催の当社第74回定時株主総会において、年額10億円以内(うち社外取締役分20百万円以内)と決議されております。

今般取締役の報酬限度額(金銭報酬である報酬額の総額)を株主総会決議で決定することを確認するとともに、これに加えて、(1)各取締役の個人別の報酬額の上限を、取締役に支給する報酬額の合計額の2分の1以内とすること、(2)取締役の個人別の報酬額は、取締役会の決議によって決定し、特定の取締役にその決定を委任することができないことを制度的に担保するため、取締役の報酬額の決定方法に関する規定を定款に新設することを求めるものです。

なお、本定時株主総会における他の議案(会社提案にかかる議案を含みます。)の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正などを含みますが、これに限られません。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとします。

現行定款	
	変更案
(新設)	変更案 第22条の2(取締役の報酬等) 1.取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(使用人を兼務する取締役には、使用人として当会社においては、使用人とし下、本条において、取る給与を除き、以下の総額は、株主総会の決議によって定める。 2.前項の決議において、取締役の個人別の報酬額(金銭報酬額を定は、、報酬会において、取締役の個人別の報酬ののののののののののののののののののののののののののののののののののの

現行定款	変更案
現行定款	3. 前項に規定ない。 一方のの 一方のの 一方のの 一方のの 一方のの 一方のの 一方のの 一方のの 一方のの 一方のの 一方のの 一方のの 一方のの 一方のの 一方のの 一方のの 一方のの 一方のの 一方のの 一方の 一方
	の取締役が保有する株式の共同所有者 (金融商品取引法第27条の23第5項に
	規定する共同保有者をいい、同条第6項 に基づき共同保有者とみなされる者を 含む。)の保有する株式の議決権を除

イ 提案の理由

当社の取締役報酬について、当社の決定方針に反する看過し難い問題が発生していることは、第5号議案の提案の理由として述べたとおりです。

請求者は、取締役の個人別の報酬額の決定について、福田会長による"お手盛り"の報酬決定を廃し、取締役会の監督機能を回復させて取締役報酬を適切に分配し、各取締役に福田会長におもねることなくその職務を全うさせ、もって当社のコーポレート・ガバナンスの強化を図ることを制度的に担保するため、本議案を提案するものです。

なお、本議案は、第5号議案と異なり、株主総会決議がある場合は、特定の取締役に対して取締役に支給する報酬額の合計額の50%以上の額を支給することを認める(但し、当該特定の取締役が株主である場合、当該特定の取締役は議決権を行使することができない)ことを内容としております。そのような例外的な規定を提案する理由は、定款の規定は長期間にわたって会社を拘束する規範となるところ、将来特別な事情により特定の有能な取締役に対して多額の報酬を付与する必要が生じた場合に、株主による、取締役の個人別の報酬額の決定への直接的なコントロールのもとに、そのような多額の報酬の付与を可能とする趣旨に基づくものです。

◆ 第6号議案に対する当社取締役会の意見 当社取締役会は、本議案に反対いたします。

◆ 反対の理由

本議案は、第5号議案の株主提案に係る決議内容に従った定款変更を行うことを内容とする 提案であり、これに対する当社取締役会の反対の理由は、第5号議案の反対の理由で述べたとおりです。

加えて、当社は、決定方針において、報酬体系・水準は、経済情勢や当社業績、他社水準、及び独立社外取締役の意見等を踏まえて見直しを行うとしており、実際、取締役報酬の体系等については、時々の状況に応じて適宜見直しを図ってきております。それにもかかわらず、取締役の報酬額の決定方法を定款に定めた場合には、機動的な見直しをすることができず、却って優秀な人材を確保できなくなる恐れがあることを踏まえると、取締役報酬について本議案のように定款に詳細を記載することは、その性質上馴染むものではなく、また、その必要性もないと考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

以上

会場ご案内図

フクダ電子㈱本郷新館1階ホール)

東京都文京区本郷二丁目35番8号 電話 (03) 3814-1211



※交通機関

□ 地下鉄

- ① 東京メトロ丸ノ内線 本郷三丁目駅(出口1) 徒歩約5分
- ② 都営大江戸線 本郷三丁目駅(出口3) 徒歩約5分
- ③ 都営三田線 春日駅(A2出口) 徒歩約5分 水道橋駅(A6出口) 徒歩約5分

\sqcap J R

水道橋駅(総武線)(東口) 徒歩約10分

□ 都バス

真砂坂上バス停 徒歩約2分

駐車場はありませんので、お車での ご来場はご遠慮ください。

株主総会のお土産はご用意しておりません。 あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。

